

総合評価方式の評価について

総合評価方式を評価する視点

総合評価方式は、**価格**のみの競争でなく、**技術力**のある企業を評価し、
より良い工事目的物を完成させることを目的としていることから、
入札段階と**竣工段階**で評価する。

○ 試行件数

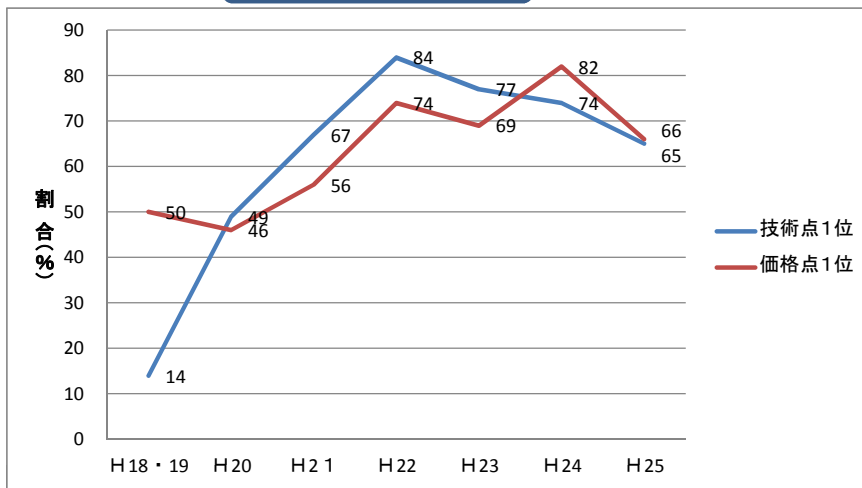
年度	件数
H18	4件
H19	10件
H20	137件
H21	115件
H22	125件
H23	275件
H24	121件
H25	118件
合計	905件

※平成23年度の有効件数は271件
※平成25年度の有効件数は113件

総合評価方式の入札結果

入札段階の評価

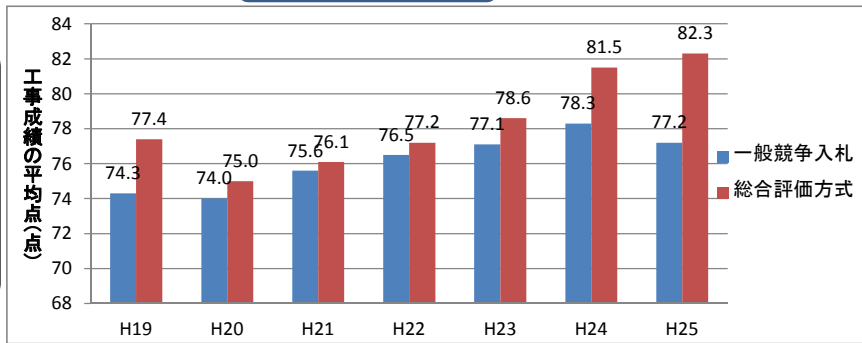
技術点・価格点の最高得点者が占める落札者の割合は前年度より下がったが、落札者の技術点1位及び価格点1位が占める割合は、**65%以上**となっている。



竣工段階の評価

総合評価方式導入後、**工事成績評定点は年々高くなっている**。
前年度と比較して総合評価方式を除く一般競争入札によるものの平均点は若干下がったが、総合評価方式によるものの平均点は上がっており、品質の高い工事が行われている。

工事成績の変化



※H18年度は竣工なし

まとめ

以上により**総合評価方式**は、**価格のみ**評価する**一般競争入札**と比べ
 ・**技術力**を持ち合わせた会社との契約
 ・**質の高い工事目的物の完成**
 という目的に対して、一定の効果がでており、**工事の品質向上につながっていると思われる。**

○ 平成26年度試行にあたっての改善事項

課題	改善事項
若手育成・技術者不足の拡充対応	簡易型、特別簡易型の全ての区分で現場代理人としての成績・実績を主任（監理）技術者と同様に評価する。
障がい者の雇用を評価	2億円以上の案件で障がい者の雇用を評価する。
適正な競争性の確保	・共同企業体参加者の代表者と全構成員の相応な評価として、代表者と全構成員を出資比率に応じて評価する。 ・共同企業体における平成26年度以降竣工工事の工事成績を、平成27年度から評価する。（ただし、出資比率20%以上の企業に限る）
品質確保の向上	地域内拠点評価の配点見直しとして、2億円未満の案件を評価する。（2億円以上は評価対象外とする。）